

# 未来と古代が響き合う Vol. 8 日本のふるさと出雲の國づくり



## 新市の名称は「出雲市」に決定!!

[写真左から 多伎町長、平田市長、斐川町長、出雲市長(会長)、大社町長(副会長)、佐田町長、湖陵町長、平田市議会議長(副会長)]

平成15年8月22日(金)、新市の名称が決まりました。決定にあたっては、各市町の委員から、支持する名称とその理由などを発表していただきました。

「出雲大社市」を支持する意見もありましたが、全体としては、2市5町の地域が出雲國風土記の時代から「出雲の國」として親しまれてきたという歴史的背景などから、新市の名称には「出雲市」がふさわしいというまとめとなり、拍手をもって決定となりました。



### ここまで進んだ 2市5町の合併協議

#### CONTENTS (目次)

##### 第8回協議会開催

- \* 議案事項 地方税の取扱い、窓口証明手数料の取扱いが決定 ——— 2
- 新市の名称は「出雲市」に決定 ——— 3
- 議会議員の定数及び任期の取扱い ——— 3
- \* 報告事項 電算システム選定委員会の選定結果 ——— 3
- \* その他の議案事項 ——— 4
- \* 協議事項 ——— 6

財政見通しと住民負担 ——— 7

合併協定項目と協議状況・お知らせボード ——— 8

発行／出雲地区合併協議会 編集／出雲地区合併協議会事務局

〒693-0002 出雲市今市町北本町2丁目1番地12 出雲交流会館内 電話 0853-23-1008・FAX 0853-23-1036  
URL: <http://www.izumo-gappei.jp> E-mail: [info@izumo-gappei.jp](mailto:info@izumo-gappei.jp)

# 第8回 合併協議会を開催



平成15年8月22日（金）、出雲交流会館2階会議室で開催しました。  
今回の協議会では、新市の名称が決定された他、住民のみなさまの暮らしに直接関係する地方税や手数料などが決定されました。  
協議事項（次回以降で決定）としては、保育料や上水道料金も提案され、協議も本格化してきました。



## 議 案 事 項

### 委員からの意見

\* 財政状況も厳しい中で、税率も含めて、新市においてなるべく早く都市計画税について取り組んでもらいたい。そして、合併して新しいまちづくりができたと言われるような形にしていきたい。

\* 出雲市以外の市町での都市計画税導入については、新市の都市計画事業計画が出来てから検討されることになるが、その際に住民説明をきちんとやっていただいたうえで導入するということだと思ふ。



**都市計画税は、現在の出雲市の都市計画区域用途地域内の土地及び家屋について、新市においても引き続き0.1%を適用**

その他の市町への導入については、平成17年度以降、新市の都市計画区域用途地域の都市計画事業計画の作成をみて検討します。

**固定資産税の税率は1.5%**

出雲市・平田市・斐川町は、平成17年度から15%。  
佐田町・多伎町・湖陵町・大社町は、平成17年度から平成21年度までは14%（現行のとおり）、平成22年度から15%となります。

**個人市民税の均等割の税率は、平成17年度から年額2,500円**

均等割の税率は、地方税法の規定により人口5万人以上50万人未満の標準税率を適用したものです。また、所得割の税率は、現行のとおり標準税率です。

**地方税の取扱い、窓口証明手数料の取扱いが決定!!**

これらの取扱いは、第7回協議会からの継続協議となっていました。次のとおり決定しました。

**市税その他公課に関する証明手数料は、合併時から1件について200円**

所得証明書、納税証明書などは、1件200円となります。

**窓口証明手数料のうち、2市5町で差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一**

住民票の写し、印鑑登録証明書は、1通200円となります。



# 「議会議員の定数及び任期の取扱い」は

## 次回への継続協議となりました

### 新市議会制度検討 小委員会の最終案

1. 設置選挙（合併後最初の選挙）に限り各市町ごとに選挙区を置き、定数は、特例として41人とする。

※各選挙区の定数  
 出雲市（18人） 平田市（7人）  
 斐川町（6人） 佐田町（2人）  
 多伎町（2人） 湖陵町（2人）  
 大社町（4人）

2. 2回目の選挙からは、選挙区を廃止し、定数は31名とする。

### 提案理由

1. 今回の合併は、行財政改革を進めないと効果が出ないことは財政推計から明らかであり、それに向けて、議会は政治的リーダーシップを発揮し、行財政改革の先頭に立ち、範を示すべきであると考えます。
2. 設置選挙に限り選挙区を設けるのは、合併に対して、各市町、特に町の不安を和らげ、新市のまちづくりがスムーズに開始でき、各市町の住民意思がそのまちづくりに反映できるようにするために、旧市町ごとに確実に議員が選出されることが望ましいからである。この場合でも、法定上限数34人を人口比例で配分すると、定数が1人の町が出るため、複数議員を確保する必要がある。

このため、34人を人口比例で配分したうえで各市町に1人を配分し、最低でも複数定員とし、総定数を41人とする。

3. 2回目からの選挙の定数を31人とするのは、行財政改革を実施するためである。

議員報酬を現在の出雲市水準とした場合、財政推計期間の15年間で計算した人件費シミュレーションによると、最良である法定上限数34人の総人件費を下回る。

のは31人以内の場合である。つまり、設置選挙を41人の特例定数で実施しても、2回目から31人にすれば、15年間では、総人件費が34人のケースよりかからなくて済むことになるからである。

○定数特例41人の算定表

（人口は、平成12年国勢調査人口です。）

	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	計
人口	87,330	29,006	26,816	4,576	4,215	5,813	16,020	173,776
現員数	28	20	20	14	12	14	18	126
人口比による数	17	6	5	1	1	1	3	34
加算数	1	1	1	1	1	1	1	7
定数	18	7	6	2	2	2	4	41

## 新市の名称は「出雲市」に決定!!

第7回協議会で提案した候補名称、「出雲市」「出雲大社市」「いずも市」について、各市町の委員から意見発表をしてもらいました。

「出雲大社市」を推す意見もありましたが、「出雲大社」は、そのネームバリューとスケールの大きさから、新市においても内外にわたりその高い文化的価値と存在意義を発揮することが期待され、新市のシンボルであるという協議会全体の共通意識を確認しました。

そして、この地域の歴史的背景などから考えて、「出雲」という名称を残すべきとの意見が多く出され、拍手をもって「出雲市」に決定しました。



### 委員からの意見

- \* 選挙区を設けると、地域工口が非常に色濃くなってしまうと思う。一体感のあるまちづくりを進めるためには、むしろ選挙区はない方がいいと思う。
- \* 小さな町の声を反映させるためにも、2回目以降も選挙区を設けてもらいたい。選挙区を設けないと、小さな町からは1人も議員が出ない事態もあり得る。
- \* 2回目から定数を31人・選挙区なしとすることは反対する。行財政改革はできても、民意を反映できなければ、何のための合併なのかということになる。人件費を理由に定数を減らすのなら、議員報酬を下げ、法定上限数の34人とすればいい。

### 報告事項

8月に開催された各小委員会の内容と、電算システム統合のための業者選定結果について報告がありました。

#### 電算システム選定委員会の選定結果について

7月29日に開催した委員会において、次のとおり業者が決定しました。

##### 【住民情報システム】

出雲市今市町321-3 (株)島根情報処理センター

##### 【内部情報システム】

松江市学園南2丁目10-14 富士通(株)島根支店

### 出雲市外6市町広域事務組合 情報管理センターオープン



平成15年9月5日にオープンした出雲市外6市町広域事務組合情報管理センター(出雲市今市町)。今後、2市5町の電算システム統合の拠点となります。

# その他の議案事項

2ページ、3ページでお知らせした以外の議案事項（継続協議となったものを含む）は次のとおりです。

## 議案第26号（決定）

### 地方税の取扱いについて【合併協定項目18】

第7回協議会からの継続協議

※ここで掲載している以外の地方税の取扱いについては、2ページに掲載しています。

#### 1. 税証明手数料

租税特別措置法第72号（所有権保存登記）、第73条（所有権移転登記）、第74条（抵当権設定登記）に係る住宅用家屋証明手数料は、合併時から1件について1,300円に統一する。

#### 2. 督促手数料

合併時から督促状1通について100円に統一する。

#### 3. 法人市民税

法人市民税の税率は、現行のとおり、均等割の税率は、制限税率（標準税率×1.2）、法人税割の税率は、制限税率の14.7%とする。

#### 4. 固定資産税の不均一課税

鉄道軌道整備法、半島振興法、国際観光ホテル整備法の規定により、現行の基準を継続する。

#### 5. 固定資産税の課税免除

現行の基準を継続する。

#### 6. 軽自動車税

軽自動車税の税率は、現行のとおり制限税率（標準税率×1.2）とする。

#### 7. 入湯税及び入湯税の課税免除

入湯税の税率は、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から標準税率「入湯客1人1日」について、150円に統一する。

## 議案第27号（決定）

### 各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて【合併協定項目24】

第7回協議会からの継続協議

1. 窓口証明手数料については、2市5町で差異のない手数料は、現行のとおりとする。（※「差異のある手数料」については、2ページに掲載しています。）

#### 8. 納期前納付報奨金制度

平成17年度から対象税目は、各納期に係る固定資産税及び都市計画税のみとし、交付率は0.3%、交付限度額は5万円とする。

#### 9. 納税組合制度

平成17年度から廃止する。

## 議案第33号（決定）

### 慣行の取扱いについて【合併協定項目6】

第7回協議会で提案

1. 市章及び市民憲章  
市章については、合併時に定め、市民憲章については、新市において制定する。

#### 2. 市の花、木、鳥、魚及び歌

新市において検討する。

## 議案第34号（決定）

### 各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについて【合併協定項目24】

第7回協議会で提案

1. 国際友好都市交流事業  
姉妹都市及び友好都市については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 2. 国際交流活動事業

現行の事業を新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。

#### 3. 外国青年（国際交流員）招致事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 4. 国内友好都市交流事業

国内友好都市については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 議案第35号（決定）

### 各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについて【合併協定項目24】

第7回協議会で提案

1. 指定金融機関  
いずれも農業協同組合を指定して検討する。

土日サービスコーナー及び証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 議案第36号（決定）

### 介護保険事業の取扱いについて【合併協定項目22】

第7回協議会で提案

1. 介護保険事業計画  
現行の各保険者の第2期事業計画をそのまま新市の計画とする。

#### 2. 介護保険料

新市の平成16年度（平成17年1月・2月・3月納期）の保険料額は、被保険者が合併の日の前日に住所を有していた各保険者の賦課保険料額とする。旧市町間で転居した場合も合併の日の前日に住所を有していた各保険者の賦課保険料額とする。2市5町以外からの転入者は、転入日における各保険者の保険料額をもって賦課する。

#### 3. 介護保険料減免

低所得者減免を実施することとし、出雲市外6市町広域事務組合の減免要綱を参考に、介護保険制度の見直し内容をしながら、合併時までに調整する。

#### 4. 介護保険システム

各市町（保険者）とも島根県介護保険事務処理システムを制度スタート時点から使っており、安定稼働している。現在、出雲市外6市町広域事務組合に設置しているサーバ容量は、2市5町対応が可能なものであり、引き続き新市においても現システムで対応する。

#### 5. 介護保険システム

新市で使用するシステムの改修については、個々の業務の整理や調整が前提であり、新市の組織体制も考慮しつつ、合併時までに調整する。

#### 6. 介護保険システム

単独で行っている事業内容については、現行の事業内容を基本に、介護保険制度自体の見直し内容を見ながら、合併時までに調整する。

## 議案第37号（決定）

### 各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて【合併協定項目24】

第7回協議会で提案

1. 平田市立病院事業  
現在の病院が担っている地域医療での役割を踏まえ、合併までに経営の健全化・効率化の推進を引き続き行うとともに、地域リハビリテーションへの支援や女性専門外来の設置、へき地医療の支援等専門スタッフの活用など新市における有効な活用方策の検討を行うつつ、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 2. 診療所事業

医療過疎対策として存続が必要であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 3. 在宅当番医制度

2市5町共通の事業であり、合併後も、継続して出雲医師会に委託して実施する。

#### 4. 休日診療所事業

出雲圏域の休日診療を担っているものであり、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 議案第38号（決定）

### 各種事務事業（環境関係）の取扱いについて【合併協定項目24】

第7回協議会で提案

1. 廃棄物収集区域、受入施設  
廃棄物の収集区域は、合併時より2市5町全域とする。ただし、斐川町は、一部事務組合（現在は宍道町・斐川町環境衛生組合）の収集区域とする。

#### 2. 可燃ごみの受入施設は、既

する方向で合併時までに調整する。

#### 3. 指定代理金融機関

斐川町農業協同組合、山陰合同銀行、島根銀行及び出雲信用組合を指定する方向で合併時までに調整する。

#### 4. 収納代理金融機関

鳥取銀行、島根中央信用金庫、しまね信用金庫、山陰労働金庫、みずほ銀行、島根信用漁業協同組合連合会及び日本郵政公社を指定する方向で合併時までに調整する。

#### 5. 介護保険料減免

低所得者減免を実施することとし、出雲市外6市町広域事務組合の減免要綱を参考に、介護保険制度の見直し内容をしながら、合併時までに調整する。

#### 6. 介護保険システム

各市町（保険者）とも島根県介護保険事務処理システムを制度スタート時点から使っており、安定稼働している。現在、出雲市外6市町広域事務組合に設置しているサーバ容量は、2市5町対応が可能なものであり、引き続き新市においても現システムで対応する。

(表2) 収集ごみ家庭系手数料 (袋容量：大40リットル、小20リットル)

分別区分	指定袋	収集券
可燃ごみ	大 40円/枚	40円/枚
	小 20円/枚	
破砕ごみ	大 40円/枚	40円/枚
	小 20円/枚	
埋立ごみ	大 40円/枚	40円/枚
	小 20円/枚	
粗大ごみ	指定袋なし	500円/枚 1,000円/枚
資源ごみ	空き缶 大 10円/枚 小 5円/枚	指定券なし
	空きびん 大 10円/枚 小 5円/枚	指定券なし
	古紙	指定袋なし・無料 指定券なし
	筒型乾電池	指定袋なし・無料 指定券なし
有害ごみ	蛍光灯 体温計	指定袋なし・無料 指定券なし
	鏡	指定袋なし・無料 指定券なし

(表3) 収集ごみ事業系手数料 (袋容量：大40リットル)

分別区分	指定袋	収集券
可燃ごみ	100円/枚	100円/枚
破砕ごみ	100円/枚	100円/枚
埋立ごみ	100円/枚	100円/枚
粗大ごみ	直接搬入	なし
古紙	原則古紙回収業者への持ち込み。 少量の場合は拠点回収。	なし

(表1)

可燃ごみ	週2回	1回につき4袋(個)まで
破砕ごみ	月2回	1回につき4袋(個)まで
埋立ごみ	月1回	1回につき4袋(個)まで
粗大ごみ	月1回	1回につき4袋(個)まで
資源ごみ	飲料用空き缶	月2回 1回につき4袋(個)まで
	空きびん	月1回 1回につき4袋(個)まで
	古紙	月1回 制限なし
有害ごみ	筒型乾電池	月1回 制限なし
	蛍光灯・体温計等	月1回 制限なし

(集積場) 単位を基本とし、拠点回収を併せて行う方向で調整する。

収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は、段階的に調整する。

事業系のごみについては、家庭ごみと同程度の排出量に限り収集することにし、ごみ収集手数料に格差を設ける方向で調整する。

収集頻度、排出制限については、合併時から次のとおりでは、合併時から次のとおり(表1)とするが、収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は、段階的に調整する。

4. 収集体制  
当面現行のとおりに新市に引き継ぐ。新市移行後、収集体制を統一する方向で調整する。

5. 指定袋・指定券及び販売方法  
合併時から規格を統一する。販売方法並びに販売委託料については、出雲市、大社町の例により合併時までに調整する。

6. ごみ手数料  
合併時から次のとおりとする。

1. 収集ごみ家庭系手数料  
表2のとおりに  
表3のとおりに  
表3のとおりに  
表3のとおりに

2. 収集ごみ事業系手数料  
表3のとおりに

3. 直接搬入手数料  
出雲市外6市町広域事務組合、平田市の例により合併時に統一する。

7. ごみ処理業許可手数料  
出雲市、平田市の例により合併時に統一する。

8. し尿処理手数料  
出雲市外6市町広域事務組合が定める出雲環境センターの額をもって、新市の手数料とする。

9. し尿処理業許可手数料  
出雲市外6市町広域事務組合の金額で既に統一されていることから、現行のとおりにする。

10. 浄化槽清掃業許可手数料  
出雲市外6市町広域事務組合の金額で既に統一されていることから、現行のとおりにする。

11. 資源ごみ回収団体等への助成  
新市において、ごみの資源化に対する意識啓発、資源ごみ回収の手段として、合併時に新たに制度化する。

12. 生ごみ処理機等に対する助成  
出雲市の例により合併時に統一する。ただし、補助対象の個数制限については、合併時までに調整する。

13. ステーション(収集ボックス・集積場)設置に対する助成  
補助条件等を次のとおり合併時に統一する。

①設置経費が1万円以上  
②5世帯以上が利用すること

【補助条件】

【補助金額】  
「5世帯～19世帯」  
補助率1/2で上限5万円  
「20世帯～29世帯」  
補助率1/2で上限15万円  
「30世帯以上」  
補助率1/2で上限25万円  
【その他】  
①5世帯未満の取扱いについては、地域の状況により柔軟に対応する。  
②修繕経費は1万円以上を助成対象とする。

【合併協定項目24】  
第7回協議会で提案

1. 人権施策基本方針  
同和教育啓発基本構想等については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、新市において人権問題に関する住民意識調査の実施、関係者等の参画による策定委員会等を設置し、人権施策基本方針を策定する。

【合併協定項目24】  
第7回協議会で提案

1. 指定文化財  
現行のとおりに新市に引き継ぐ。

2. 文化財保護審議会  
文化財保護法に基づき、新たに設置する。定数、任期及び委員構成等は新市において調整する。

3. 文化財等補助金  
現行のとおりに新市に引き継

ぎ、文化財の状況等を踏まえ、新市において速やかに統一する。

【合併協定項目24】  
第7回協議会で提案

1. 小学校の校区の設定  
一部で実施している選択校区制度、特認校制度及びスクールバスの運行等を含め、現行のとおりに新市に引き継ぐ。

2. 中学校の校区の設定  
一部で実施している選択校区制度、スクールバスの運行等を含め、現行のとおりに新市に引き継ぐ。

3. 校区外通学許可基準  
出雲市の例により合併時に統一する。

4. 学校施設の整備計画  
各市町の整備計画については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において調整する。

【合併協定項目24】  
第6回協議会で提案

各種事務事業(農林関係その1)の取扱いについて

【合併協定項目24】  
第7回協議会で提案

各種事務事業(農林関係その2)の取扱いについて

【合併協定項目24】  
第7回協議会で提案

【合併協定項目24】  
第7回協議会で提案

1. 各種のイベント事業  
2市5町が主催又は実行委員会等に所属する各種イベントについては、現行のとおりに引き継ぎ、新市において、発展性やより効果的な集客方法等を検討する。

2. イベント開催補助金  
住民団体等へのイベント補助金については、現行のとおりに引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。

3. コンベンション開催支援補助事業  
合併時に、出雲市の例により統一する。

【合併協定項目24】  
第7回協議会で提案

各種事務事業(建設関係その1)の取扱いについて

【合併協定項目24】  
第7回協議会で提案

1. 占用料  
認定道路占用料については、合併時に道路法施行令第19条の2「乙地」に準拠することとし、出雲市の例により統一する。普通河川道路等占用料については、合併時に、道路は認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は、島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市及び平田市の例により統一する。  
なお、それぞれの占用料について、減免規定及び占用料の適用時期については、合併時までに調整する。

# 協議事項

## 保育料、上水道料金を提案

この他、「財産及び債務の取扱い」など、計14件を提案しました。このうち、「国民健康保険事業の取扱い」では、保険料率について再調整することとなり、次回協議会で再度提案する予定です。

**協議第38号**  
財産及び債務の取扱いについて【合併協定項目7】

2市5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市の

に引き継ぐことを提案しました。(表4を参考にしてください。)

### 協議第39号

公共的団体等の取扱いについて【合併協定項目15】

次のとおり提案しました。

#### 1. 各市町共通の団体について

(1)それぞれの団体の実情や地域特性を尊重しつつ、新市の速やかな一体性の確立が図られるよう調整に努める。

(表4) 財産及び債務の状況 (平成14年度末現在)

区分	単位	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計		
財	土地	㎡	14,529,536	6,799,335	10,154,230	8,356,851	7,471,412	2,113,387	1,298,556	50,723,307	
	建物	㎡	290,099	134,699	98,946	43,062	46,748	36,213	63,257	713,024	
	山林	㎡	16,731,563	9,568,029	9,104,518	9,492,047	6,857,377	1,824,344	944,011	54,521,889	
	物権(地上権)	㎡	3,987,827	1,964,907	0	3,969,200	0	0	0	9,921,934	
	物品(車両)	台	174	95	101	55	35	46	42	548	
	有価証券(株券)	千円	515,538	2,032	200	90,820	240,700	400	1,606	851,296	
	出資による権利	千円	1,204,574	568,869	547,910	163,321	130,882	167,541	733,888	3,516,985	
産	債権	千円	0	260,142	0	0	0	0	0	260,142	
	水道事業会計の財産	千円	20,804,770	3,216,273	0	0	0	0	2,017,170	26,038,213	
	市立病院会計の財産	千円	0	3,734,302	0	0	0	0	0	3,734,302	
	基金	平成14年度末残高	千円	7,734,765	4,083,487	3,274,130	1,293,426	5,222,530	1,109,550	2,322,817	25,040,705
		1人当たり現在高	千円	89	141	122	283	1,239	191	145	144
	債	平成14年度末残高	千円	95,260,098	31,446,034	36,696,008	11,167,626	12,170,507	7,458,036	13,673,227	207,871,536
		普通交付税算入後の実質負担額	千円	49,631,100	17,956,876	16,666,077	5,185,925	5,083,225	4,114,323	6,931,447	105,568,973
1人当たり実質負担額		千円	569	619	621	1,133	1,206	708	433	607	
債務負担		平成15以降の支出予定額	千円	1,945,615	457,738	7,903,382	4,015	347,000	352,975	470,578	11,481,303
	1人当たり支出予定額	千円	22	16	295	1	82	61	29	66	

\*地方債……市町村の借金。その返済にあたっては、国から普通交付税で補てんされるものがあるため、実質的な負担額は減ってきます。  
\*債務負担……市町村が将来負担することを約束したもの。大規模工事など複数年にわたる事業で設定されます。

**協議第41号**  
各種事務事業(防災関係)の取扱いについて【合併協定項目24】

第1小委員会付託

地域防災計画、水防計画については、新市において速やかに

名誉市民制度、表彰制度(栄典、褒章)の取扱いについて、新市において定めることを提案しました。

**協議第40号**  
各種事務事業(儀式・表彰関係)の取扱いについて【合併協定項目24】

第1小委員会付託

**協議第40号**  
各種事務事業(儀式・表彰関係)の取扱いについて【合併協定項目24】

◆公共的団体とは◆  
農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもいいこととされています。

(2)統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。  
(3)国、県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。  
2. 各市町独自の団体について原則として、現行のとおりとする。

(表5) 保育料徴収金額表 (単位:円)

階層区分	階層	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯	第1	0	0
市町村民税非課税世帯	第2	8,000	5,500
市町村民税課税世帯(均等割のみ)	第3	16,000	11,000
市町村民税課税世帯(所得割あり)	第4	18,000	13,000
(所得税) 15,000円未満	第5	21,000	17,000
15,000円以上 30,000円未満	第6	23,000	18,000
30,000円以上 64,000円未満	第7	26,000	20,000
64,000円以上 80,000円未満	第8	28,000	22,000
80,000円以上 120,000円未満	第9	31,000	25,000
120,000円以上 160,000円未満	第10	34,000	28,000
160,000円以上 200,000円未満	第11	39,000	31,000
200,000円以上 300,000円未満	第12	45,000	34,000
300,000円以上 408,000円未満	第13	47,000	36,000
408,000円以上	第14	49,000	38,000

策定し、防災無線(有線を含む)については、現行のとおり新市に引き継ぐことを提案しました。  
国民健康保険料の料率について、2つの案を併記して提案したところ、1つの案に絞って提案すべきとの意見が出され、再度事務レベルで調整し、協議事項として提案することとなりました。  
次のとおり、保育料を提案した他、保育所施設は、現行のとおり新市に引き継ぐこと等を提案しました。  
\*保育料 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から表5に定める保育料徴収金額表のとおりとする。  
なお、経済的負担感の大き

**協議第43号**  
各種事務事業(保育関係)の取扱いについて【合併協定項目24】

第2小委員会付託

国民健康保険料の料率について、2つの案を併記して提案したところ、1つの案に絞って提案すべきとの意見が出され、再度事務レベルで調整し、協議事項として提案することとなりました。

**協議第42号**  
国民健康保険事業の取扱い(その1)について【合併協定項目21】

第2小委員会付託

策定し、防災無線(有線を含む)については、現行のとおり新市に引き継ぐことを提案しました。

**協議第45号**  
各種事務事業(学校教育関係その3)の取扱いについて【合併協定項目24】

第2小委員会付託

学校給食の給食費は、当面現行のとおりとすることを提案し

小中学校理科学習事業、その他の施設利用学習、スクールヘルパー事業、スクールカウンセラー配置事業、小中学校外国語指導、不登校対策事業、特別支援教育事業の取扱いについて提案しました。

**協議第44号**  
各種事務事業(学校教育関係その2)の取扱いについて【合併協定項目24】

第2小委員会付託

次のとおり、保育料を提案した他、保育所施設は、現行のとおり新市に引き継ぐこと等を提案しました。  
\*保育料 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から表5に定める保育料徴収金額表のとおりとする。  
なお、経済的負担感の大きい多子世帯の保育料については、次のとおり軽減を図ることとする。  
〈同一世帯から2人以上が同時に入所している場合〉  
ア 最も年齢の高い児童は全額とするが、次に年齢の高い児童は1/2免除とする。  
イ 右記以外の児童は全額免除とする。  
〈第3子以降の児童が入所している場合〉  
第3子以降の児童の保育料は次のとおりとする。  
ア 保育料徴収金額表の階層区分で第2階層から第7階層に属する場合には保育料を2/3免除とする。  
イ 保育料徴収金額表の階層区分で第8階層から第14階層に属する場合には保育料を1/2免除とする。

た他、学校給食事業の運営方法は、現行のとおり新市に引き継ぐこと等を提案しました。

**協議第48号**  
各種事務事業(上下水道関係その1)の取扱いについて【合併協定項目24】

第3小委員会付託

上水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に料金体系(口径別による料金体系を含む)を検討し、新統一料金を設定することを提案した他、上水道関係の取扱いについて提案しました。

市町営住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、平成18年4月1日から新たに家賃算定基準を統一し、家賃の調整を行うことを提案した他、公営住宅関係の取扱いについて提案しました。

**協議第47号**  
各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて【合併協定項目24】

第3小委員会付託

2市5町の観光協会については、合併と同時に、新市の観光協会に再編するよう調整に努めることを提案した他、2市5町の観光施設等の使用料及び管理運営の取扱い、観光施設等の管理運営補助事業の取扱いについて提案しました。

た他、学校給食事業の運営方法は、現行のとおり新市に引き継ぐこと等を提案しました。



\*合併協定項目と協議状況 (平成15年8月現在)

協定項目	提案	決定	備考
1 合併の方式	第2回(協議)	第2回(確認)	
2 合併の期日	第2回(協議)	第2回(確認)	
3 新市の名称	第2回(協議)	第8回	新市名称は「出雲市」
	第7回(報告)		
	第7回(協議)		
4 新市の事務所の位置	第2回(協議)	第7回	本庁は現出雲市役所、その他の市町の庁舎は支所。
	第7回(報告)		
5 町、字の区域及び名称の取扱い			
6 慣行の取扱い	第7回(協議)	第8回	
7 財産及び債務の取扱い	第8回(協議)		
8 条例、規則等の取扱い	第3回(議案)	第3回(方針)	
9 議会議員の定数及び任期の取扱い	第3回(協議)	※	※第8回で議案上程(継続協議)
10 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第6回(協議)		第3小委員会へ付託中
11 一般職の職員の身分の取扱い	第4回(協議)		第1小委員会へ付託中
12 特別職の身分の取扱い			
13 組織及び機構の取扱い			
14 一部事務組合等の取扱い	第4回(協議)	第6回	
15 公共的団体等の取扱い	第8回(協議)		
16 消防、救急の取扱い			
17 地域審議会の設置に関する事			
18 地方税の取扱い	第6回(協議)	第8回	
19 使用料、手数料等の取扱い	第4回(協議)	第6回(方針)	
20 補助金、交付金等の取扱い	第4回(協議)	第6回(方針)	
21 国民健康保険事業の取扱い			
22 介護保険事業の取扱い	第7回(協議)	第8回	
23 電算システムの取扱い	第2回(協議)	第3回(方針)	
	第4回(報告)		
	第5回(報告)	第5回(確認)	情報管理センター(仮称)設置・戸籍システム統合着手
	第6回(報告)	第6回(確認)	住民情報系・内部情報系システムの統合、通信ネットワークの構築着手
	第8回(報告)		住民情報系・内部情報系システムの選定業者決定
24 各種事務事業の取扱い	第2回(協議)	第3回(方針)	※個別の項目は右の表をご覧ください。
25 新市建設計画関係(財政計画含む)	第2回(協議)	第3回(策定の進め方)	第1・第2・第3小委員会へ付託中 中間まとめを第12回協議会(10/24)に報告予定

\*「各種事務事業の取扱い」の合併協定項目と協議状況

協定項目	提案	決定	備考
総合計画	第5回(協議)	第6回	
広報広聴			
交通政策			
国内・国際交流	第7回(協議)	第8回	
男女共同参画			
行政改革大綱	第6回(協議)		第1小委員会へ付託中
情報公開			
儀式・表彰	第8回(協議)		第1小委員会へ付託中
選挙			
地域コミュニティ・行政連絡員			
金融機関等の指定	第7回(協議)	第8回	
窓口業務	第6回(協議)	第8回	
保健事業(その1)	第5回(協議)	第6回	
// (その2)	第6回(協議)	第7回	
病院・診療所	第7回(協議)	第8回	
障害者福祉			
高齢者福祉(その1)	第6回(協議)	第7回	
児童福祉			
保育	第8回(協議)		第2小委員会へ付託中
環境(その1)	第7回(協議)	第8回	
人権同和	第7回(協議)	第8回	
農林(その1)	第6回(協議)	※	※第8回で議案上程(継続協議)
// (その2)	第7回(協議)	※	※第8回で議案上程(継続協議)
水産(その1)	第6回(協議)	第7回	
観光商工(その1)	第7回(協議)	第8回	
// (その2)	第8回(協議)		第3小委員会へ付託中
生涯教育			
文化・スポーツ(その1)	第7回(協議)	第8回	
学校教育(その1)	第7回(協議)	第8回	
// (その2)	第8回(協議)		第2小委員会へ付託中
// (その3)	第8回(協議)		第2小委員会へ付託中
建設(その1)	第7回(協議)	第8回	
公営住宅	第8回(協議)		第3小委員会へ付託中
水道(その1・その2・その3・その4)	第8回(協議)		第3小委員会へ付託中
下水道			
都市計画(その1)	第6回(協議)	第7回	
防災関係	第8回(協議)		第1小委員会へ付託中



お知らせボード

お詫びと訂正

8月27日発行の協議会だより第7号6ページの「慣行の取扱いについて」のうち、平田市の「花:もみじ」、「木:さつき」は誤りでした。正しくは、「花:さつき」、「木:もみじ」です。お詫びして訂正します。

次回以降の協議会

- 第10回協議会 平成15年 9月26日(金) 15:00~
- 第11回協議会 平成15年10月15日(水) 14:00~
- 第12回協議会 平成15年10月24日(金) 15:00~
- 場所はいずれも、出雲市今市町北本町 出雲交流会館  
※合併協議会は原則的に公開しており、傍聴ができます。  
詳しくは事務局(電話 0853-23-1008)までお尋ねください。



印刷には環境に優しい「大豆インキ」を使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。